

「新宿区立図書館基本方針（改定）」（素案）
に対するパブリック・コメントの意見要旨
及び区（教育委員会）の考え方

— パブリック・コメントの実施結果 —

- 1 パブリック・コメントの実施期間
(1)平成27年10月25日（日）～11月25日（水）

- 2 意見の受付件数
 - (1)提出者数 9人
 - (2)提出意見数 47件
 - (3)提出方法
 - 持参 2人
 - FAX 2人
 - ホームページ 5人

- 3 意見の計画への反映等
 - (1)意見を反映する 3件
 - (2)意見の趣旨に沿って取り組む 5件
 - (3)今後の取組みの参考とする 15件
 - (4)意見の趣旨は取り込み済み 3件
 - (5)意見として伺う 10件
 - (6)質問に回答する 11件

平成28（2016）年3月

新宿区教育委員会

パブリック・コメント意見要旨一覧

1 方針全般

	意見要旨	区（教育委員会）の考え方
1	<p>この素案は、コンパクトにまとめられていてたいへんよいと思った。素案の P13 にある(4)改定基本方針と現行基本方針との関係についてや、素案の P15 にある柱立ての関係、素案の P16 にある検討の流れはわかりやすい。素案の P17～にある(5)現行基本方針・新中央図書館等基本計画との項目関係表は工夫されていて関係性がよくわかった。資料編も充実していると思った。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取組みます。 今後も分かりやすい情報提供に努めるなど、ご意見の趣旨に沿って取り組んでいきます。</p>
2	<p>図書館（特に地域図書館）は、開館時間を長くするより、むしろ内容（人員の配置の確保、良質の書籍、集う空間づくり…）などに重点を置いてほしい。</p>	<p>今後の取組の参考とします。 人員配置、良質の書籍、集う空間づくりなどは、区としても重要な要素と考えています。いただいたご意見を参考にしながら取り組んでいきます。</p>
3	<p>図書館基本方針（改定）素案を拝読し、意見を述べます。 構成や事業計画の部分はよくわかりましたが、図書館が最も考えなければならないことは何か？区民が主役で、区民が知に出会う拠点によって区民自身がエンパワーメント（生きる力をとりもどす。自分が生きるために知が必要不可欠と気づく。自分の好奇心や希望や夢が自分のパワーアップ・・・自己効力によって変えられることを再認識し、自分の知らないことを知りたい、学びたい、調べたい・・・）する力を支えられるということではないでしょうか？</p>	<p>今後の取組の参考とします。 改定後の基本方針では、これまで重点的に取り組んできた成果を踏まえ、課題解決の支援の充実とともに、障害者や高齢者など対象別のきめ細かな支援、利用者の情報活用能力向上の支援など、対人サービスを重視した「支える」ことを基本にし、新たに大きな柱としました。いただいたご意見を今後の取り組みの参考にさせていただきます。</p>
4	<p>「資料 13」（平成 20 年策定の「新宿区立図書館基本方針」との比較から、どうもトーンダウンしているような印象がぬぐえません。</p>	<p>ご意見として伺います。 素案の P14 からの「(4) 改定基本方針と現行基本方針等との関係について」、「(5) 現行基本方針・新中央図書館等基本計画との項目関係表」に示すように、平成 20 年 1 月に</p>

		策定した基本方針を継承発展させ、平成 22 年策定の新中央図書館等基本計画を取り込んで、使命の明記や区民が集う図書館などの新たな項目を盛り込むなど充実させています。
5	管理者にとっての数値計画ではなく、あくまで区民が今求めていることをどう優先的に実施していくか、あらゆるスタッフが日々PDCA をまわし続けていくことを、どうぞ肝に銘じ、続けてください。	今後の取組の参考とします。 区民のニーズへの対応や PDCA（計画、実行、点検、改善）のマネジメントサイクルは、今後、各区立図書館ごとにサービス計画を定めて、重点的な取り組みや、達成状況などを明らかにしていきます。また、サービス計画は、単年度ごとの新宿区実行計画のローリングと新宿区予算編成等とも整合させるものです。毎年、業務統計等の一部速報、過年度の評価、当年度の主な取り組みを冊子として作成、配布するとともに、ホームページでも公表します。

2 改定の趣旨・背景

	意見要旨	区（教育委員会）の考え方
6	「新宿区立図書館基本方針は、平成 20 年 1 月に新宿区教育委員会で策定しました。策定から 7 か年が経過していること、社会状況の変化や区立図書館をめぐる動向の変化等の理由から改定する…」とありますが、どのような動向の変化かは我々と共有するところの文面が見られません。よって、ご説明をして頂きたい。	ご質問にお答えします。 区立図書館基本方針（改定）素案の 1 ページ及び、概要版で記していますが、区立図書館ではこれまでに、基本方針によりレファレンス（調べ方案内）の充実、インターネット閲覧端末など IT 環境の整備、指定管理者制度の導入と開館時間延長など着実に成果をあげてきました。 一方、今日、図書館は地域の知識基盤として、電子書籍などデジタルコンテンツへの対応、知的交流や知識創造に向けた取り組み、他の機関との連携や NPO、ボランティアとの協働など、新たな対応も求められています。 また、平成 20 年 1 月の基本方針策定後の平成 20 年 6 月の図書館法の大幅な改正と、これを踏まえた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正（平成 24 年）で、図書館の

		基本的運営方針の策定及び公表、運営状況の点検・評価、各種の図書館サービスの望ましい基準などが規定されました。これらのことから、今回、基本方針を改定することとしました。
--	--	---

3 図書館の使命

意見要旨		区（教育委員会）の考え方
7	「区民が主役・区民がやさしく知に出会う拠点」へ基本的な視点を明記してください。図書館は私にとって、シンクタンク、知のデータベース、社会との接点です。ただし、図書館という施設や場所という意味ではなく、ICTは”インテリジェンス・コミュニケーション・テクノロジー”（図書館スタッフの対応技術や利用者の管理技術も含む）でintelligence、知能、知性理知、情報という意味で、90年代の都の女性たちがウィメンプラザに集い使い始めたものです。つまりempowerment（エンパワーメント）が先にあり、特にgender free（ジェンダー・フリー）として性差別の克服を目指す考えから私も使ってきました。各種のPCを使ったセミナーやワークショップ等で人的ネットワークが広がっていきました。この点からも視点を明記して欲しい。	今後の取組の参考とします。 改定後の基本方針は、区民が主役となり、さまざまな情報に容易にアクセスできる場として図書館を捉えています。また、図書館の「建物」の方針ではなく、図書館を利用することを通じて、区民自身が自らの能力などを向上できるよう対人サービスを重視した方針としています。これらのことは、素案のP14からの「(4)改定基本方針と現行基本方針との関係について」に記載しています。

4 I 区民に伝える図書館

意見要旨		区（教育委員会）の考え方
8	図書館で働く方々がお読みにになった本で「これは面白かった」と思った本を毎週ご推薦いただきたい。わたしは新聞に毎週掲載される書評欄をたのしみにしています。これを参考に読む本を選ぶこと	今後の取組の参考とします。 今年度、中央図書館では「図書館員が選んだ本」と題し、図書館職員が選んだおすすめの本を展示する資料展示を行い、多くの方にご利用いただきました。ご意見は、今後の企

	<p>もあります。本は「試食」ができないので、書評があると助かります。</p>	<p>画運営の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>「I区民に伝える」について、はじめ誰が何の目的で何を区民に伝えるのか？と疑問を持ちました。今の公的機関はどこでも「ホームページに載せてある」「ホームページを見ろ！」と『情報弱者』を作り続けているきらいがあります。情報弱者とは、PCやスマホなど機器や周辺の道具を持ってない人々や、たとえPCやスマホを持っていても自分の課題解決の拠点にアクセス（接続）できない人々、などです。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>改定後の基本方針では、本などの出版書籍のみならず、地域資料、電子資料など図書館資料を幅広く捉え、資料の提供や活用を重視した「伝える」ことを大きな柱としました。区民に伝えるうえでは、情報弱者に気を配りながら取り組んでいきます。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ・素案のP6にあるデジタルアーカイブ化とは何ですか。 ・ホームページ上にPDF化されたデータは、デジタルアーカイブ化されたものですか。ホームページ上のデジタル化資料は、区が作成している様々な冊子、パンフレット等を、区の職員の方（中央図書館の職員の方）が勤務時間中に、すなわち外注したりせず、スキャンしたりしてパソコンの中に取り入れたものですか。 ・区立図書館が所蔵している過去の資料（しかも1部しかない貴重なもの）を外注したりして、デジタル化するのですか。 ・デジタルアーカイブ化するためには、図書資料を専門の訓練を受けた方（イメージとしては、司書、司書補の方）が、分類記号を付設するように、デジタルアーカイブ化された資料にタイトルをつけたり件名（キーワード）をつけたりしなければならぬと思いますが、そういうことはどうするのですか。 	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>デジタルアーカイブ化とは、電子図書をはじめ、作品・文化財その他の情報をデジタル化して収集・保存・公開する活動や場を指します。ここでは区が著作権を有する資料を電子資料として保存・公開することを想定しています。</p> <p>・区のホームページにはお知らせなど、その時々で入れ替えをするPDF文書もありますが、図書館の想定するアーカイブ化とは貴重な地域資料等を一時的に掲載することではなく、恒久的に保存・公開することを目的に電子化するものです。現在、区のホームページの区立図書館のコーナーで閲覧できる「区史データベース」などはシステムを外部委託し、職員がデータを入力したものです。区所蔵の貴重な地域資料のデジタル化について、民間企業や専門機関への委託を含めてデジタル化を進めます。</p> <p>・デジタルアーカイブ化は、資料を情報として活用できる形に構成するため、デジタル化した資料にタイトルをつけたり件名（キーワード）をつけたりする作業や著作権手続き（保存、公開など）については、デジタル化に関</p>

		<p>する知識のある司書を中心に進めていきたいと考えています。</p>
11	<p>素案の P10 にある区史等データベース（区史索引データベース、区ゆかりの人物データベース、区史写真掲載資料検索データベース）とは何ですか。アクセスの方法等を教えてください。</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>「区史データベース」とは『新宿区史一区成立 50 周年記念』を基に記載箇所が検索できるシステムです（ウェブ上では記載記事の内容までは見られません。）。</p> <p>「区ゆかりの人物データベース」は『新宿ゆかりの文学者』等の人物紹介と作品、関連資料の所蔵状況を検索できるようデータベース化したものです。</p> <p>「写真データベース」は、所蔵している図書館資料の中で、新宿区の事物の写真のあるものをピックアップし掲載箇所を紹介するシステムです（ウェブ上で当該写真は見られません。）。</p> <p>アクセス方法は、図書館ホームページのトップ画面をスクロールして、「お役立ち情報」の中の各データベース名を選択してください。</p>
12	<p>今のうちから歴史的になりそうな書籍を個人名文庫コーナーにするようにしてみてもどうか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>あらかじめ後世の評価を予想して著作者名を冠した文庫コーナーを設置することは困難ですが、例えば中央図書館の手塚治虫氏の作品に関する「手塚治虫文庫」、鶴巻図書館の「夏目漱石コーナー」など設けています。</p>
13	<p>資産としての民有書籍等の寄贈やリサイクルを実施して、より知の共有のできる対応をして欲しい。</p>	<p>ご意見の趣旨は取り込み済みです。</p> <p>図書館では、区民の皆様より寄贈いただいた資料は、資料収集要綱に基づき判断し、必要なものは所蔵していきます。また不要となった図書館資料は、リサイクルして区立図書館で提供しています。</p>
14	<p>一般図書等で同じものを一つの館に複数置くのは如何なものかと思われます。時折、本棚の間を歩いていると同じ背表紙のものが目につきます。その度にこれらの本は本当に必要だったのか、と考</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>一般図書等を複数所蔵することについては、将来も同時多数の利用が多く見込まれるものや、複数所蔵する必要のあるものについて、1館あたり3冊までとしています。また、</p>

	<p>させられます。ブームはいずれ冷めるものです。利用者の中には(自分を含めて)図書館は無料(タダ)で本を借りられる場所と認識している人が多くいることは事実です。そのような人々のために何冊も同じ本を入れる必要はありません。やるとすればせめて二冊まで。一冊は貸出、もう一冊は館内利用のみにする。など、また、地域でしか得られないような郷土資料こそ館内、貸出の2冊ずつそろえるべきと考えます。多分この問題を解決しない限り図書館と出版業界は歩み寄れないでしょう。これからも頑張ってください。</p>	<p>新宿区に関する地域資料は、可能な範囲で複数を収集するなどの対応を行っていきます。</p>
15	<p>新宿区に住んでいた・いる作家を図書館としてもっと広報してはどうでしょうか。夏目漱石、林芙美子は有名ですが、ほかにもいるはずで。早稲田大学出身の作家も多くいるはずで(村上春樹、船戸与一など)。また、新宿区を舞台にした小説は多くあると思います。このような「新宿モノ」の小説も図書館としてもっと積極的に知らせるようなことをしてもよいと思います。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>「新宿」を切り口とするテーマは様々な可能性があります。現在は、新宿区にゆかりのある文学者等の人物紹介と作品、関連資料の所蔵状況を検索できる、データベース化した「区ゆかりの人物データベース」をホームページで公開しています。また、広報紙を通じても新宿区ゆかりの人物の広報も行っています(例:「しんじゅくの教育(第100号)」)。さらに、企画展示でも新宿区にゆかりのある作家等を取り上げているなど、新宿区の魅力のひとつとして、今後も周知に努めます。</p>
16	<p>素案 P6「行政資料の充実」について 行政の資料収集・保存は図書館で行う当たり前の仕事と思います。さらに「活用のしくみづくりの検討」との記載は何が言いたいのか、やりたいのかわかりません。この項目は不要と思います。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>行政資料は区政に対する区民の関心を高め、区政への参加を促進することの意義もあるので、方針に位置づけています。活用のしくみとして、区民からの統計資料などの問い合わせに対して、速やかに対応できるよう行政資料のデジタル化を進めるなど、検索性の向上を図ることなど検討していきます。</p>

5 II 区民を支える図書館

意見要旨	区(教育委員会)の考え方
------	--------------

17	<p>パートも含む就活に対しては、求人先チェックが求められます。企業のホームページを閲覧したり、企業情報（会社四季報 企業 IR ページ）を活用する力、その産業のバックデータをある程度分析したり、将来性を考えたりする力、政策や業界動向を自分で調べて企業に質問する力、ネット情報を見分ける力等々が養える取り組みを。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>中央図書館では、就職活動中の利用者や、資格取得による転職・キャリアアップ・再就職を希望する利用者に向け「就職活動支援コーナー」を設置しています。就職、業界の動向などを含めた中小企業診断士のビジネス情報相談会の実施や『日経テレコン21』などの各種の商用データベースの利用を通じて就業や起業を支援しています。</p>
18	<p>図書館は情報の窓口であり、インデックスなどがすべてレファレンスサービスである。置いてある本等が情報そのものである。レファレンスサービスはT e lでもできるようにしてほしい。また、P Cでの検索を教えるような取り組みをしてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨は取り込み済みです。</p> <p>レファレンス（調べ方案内）は、電話でも対応しています。また、情報の探索能力を向上するための講習会などの取り組みを進めています。</p>
19	<p>素案 P8「行政支援」について</p> <p>この項目についても区職員は普通に取組む内容であり、基本方針であえて項目として出す必要はないと思います。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>施策の立案や推進に必要な資料やデータの提供を行っており、図書館からの貢献として掲げています。また、各部署との連携をさらに進め、区民の課題解決を支援していきます。</p>

6 III 区民が集う図書館

意見要旨		区（教育委員会）の考え方
20	<p>図書館のボランティアにぜひ新しいウェブを作り出していてもらいたい。人の活用を考えると新しい理知へつなげられる。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>区立図書館では、読み聞かせや図書の修復などを行うボランティアとして約 200 名以上の図書館サポーターが活動しています。こうしたボランティアの方々が一層主体的に活動できるよう取り組んでいきます。</p>
21	<p>新宿の特性として、アニメがひとつのコアだが、それを単に展示するだけでなく、他の要素と結び付けて、例えば、手塚治虫をコアにした、手塚関係先バスツアー、講座、新宿アニメキャラ創作パンコンテストなど、おもしろい！楽しい遊</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、映画会、講演会などの情報資源を活用する様々な集会・行事を行っています。今後も 先進的に行っている他の自治体の図書館など参考にしながら、図書館として魅力ある、ニーズに合ったイベント等を実施してい</p>

<p>び精神でためになるような取り組みをしてみてもどうか。</p>	<p>きます。なお、アニメについては、文化、観光、コミュニティ等の区の様々な部署との連携を図っていきます。</p>
-----------------------------------	---

7 IV 子どもの成長を応援する図書館

	区（教育委員会）の考え方
<p>22</p> <p>意見要旨 学校（小・中）幼稚園についての図書予算を増やしてほしい。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>区立小中学校では、毎年度、蔵書の7%程度を入れ替え、計画的な蔵書構成づくりに取り組んでいます。区立幼稚園については、それぞれの園ごとに対応しています。今後も限られた財源を効果的効率的に執行していきます。</p>

8 V ICTの利活用の推進

	区（教育委員会）の考え方
<p>23</p> <p>意見要旨 歩いていける公的施設に区と区民の直接情報交流装置としてPCを置いて欲しい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>ご提案は基本方針に直接関係しませんが、所管部署に伝えます。</p>
<p>24</p> <p>意見要旨 アクセス端末から整備を！ 「インターネット予約システム」ができていても、端末装置が置かれていない。端末利用が管理者主導ではいかがなものか？ 歩いていける所に端末があり、いつでもどこでもユビキタスの考え方をすることで、図書館の意味も機能も全く違ってくるでしょう。例えば、公的施設で読みたい本をリクエストするといったカタチや、（書式・アナログのものを受付けるだけでも変わる）公的施設の端末で図書館とアクセスできるといったしくみの再点検から始めて下さい。少なくとも男女共同参画センターにPCがないといったことや地域情報館等にPCがない。あっても</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>区立図書館では平成21年2月から、中央図書館に3台、及びこども図書館、地域図書館に各1台「インターネット検索利用者端末」を設置しています。また、特別出張所に併設されている「地域センター」にも区民の方が利用できる「インターネット検索端末」があります。これらの端末から区立図書館ホームページにアクセスすると、区立図書館や図書館関連施設である「男女共同参画センター」や「歴史博物館」の資料検索及びリクエストができます。</p> <p>また、男女共同参画センター等の利用者用パソコンのご提案は所管部署に伝えます。</p>

	<p>区のPBを入力し送信できないといったことは情報弱者の放置です。できない理由を考え文書にするより、できるように考えた回答がほしい。</p>	
25	<p>これからの図書館は情報館でなければいけないと思います。また、主に高齢者はインターネット上の情報にアクセスするのが困難であり、世代間の情報格差はますます広がっています。この問題解決の一助として、図書館にインターネットの利用可能なパソコンを設置していただきたい（適度なフィルタリングの上）。家にパソコンはなくても図書館に行けばインターネットを利用できる、そういう場所に図書館がなったら良いと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨は取り込み済みです</p> <p>区立図書館では平成 21 年 2 月から、中央図書館に 3 台、及びこども図書館、地域図書館に各 1 台「インターネット検索利用者端末」を設置しています。また、平成 27 年度に区立図書館全館に公衆無線 LAN を整備し、インターネットの接続環境を整備しています。</p>
26	<p>素案 P10「ICT のさらなる活用」について</p> <p>小学校の社会科でデジタル教科書が使えない学年(3 年生?)での活用を視野に、「②地域資料のデジタル化」の検討・取り組みを加速していただきたいです。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>小学校でのデジタル資料の更なる活用については、学校（図書館）との連携を深めて検討していきます。また地域資料のデジタル化の際には、教育機関でも活用できることを念頭に置きます。</p>

9 VI 図書館環境の整備

	意見要旨	区（教育委員会）の考え方
27	<p>23 区の新宿区としての新中央図書館について、区の優先課題としてぜひ取り扱ってほしい。この様な時代こそ、私たち区民は、充実した新中央図書館を一日でも早く望んでいる。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>新中央図書館については、平成 22 年 11 月に策定した「新中央図書館等基本計画」に基づき、これからの図書館サービスのあり方の検討を行う中で、現在の中央図書館で実現できるところは取り入れていくところです。今後も、財政状況等を踏まえ、整備手法についての情報収集を行うとともに、早稲田大学の研究教育施設との合築協議を行っていく中で、新宿の新たな知の拠点としての機能や区民サービスの充実、整備の手法などについて</p>

		引き続き検討していきます。
28	方針 6 の 25(新中央図書館の建設と地域図書館の配置) につきまして、計画に遅れることなく新しい図書館を早急に開館し、方針 4 の No. 16, 17 に繋げてください。現場を見ているととても不安になります。	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>落合地域に建設中の(仮称)下落合図書館については、建物の建設や資料収集等の準備を進め、計画通りに平成 28 年度中の開設を予定しています。</p> <p>新中央図書館の開設については、前記(27番)の通り、引き続き検討を続けていきます。</p>
29	素案の P10 にある近接する地域を含めた新宿区全体における図書館の配置・建物の老朽化に伴う修繕等とあるが、近接する地域は具体的には、どこを想定されていますか。	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>落合地域で建設を進めている(仮称)下落合図書館が平成 28 年度中に開設すると、区内では概ね 800 メートルの円の中に 1 館の図書館が分布することになります。その中で、中央図書館、大久保図書館、戸山図書館など、比較的に図書館が近接する地域を指します。</p>
30	マイナンバー通知が届き、その説明書に「様々なサービスがこれ一枚で」とあり、保険証、印鑑証明と図書館カードが表現されています。私としては自分のリスクセキュリティーと今後の区の方針が不明のため、別々に持ちたいと考えています。一方、『住民基本台帳カード』が 2025 年 6 月 14 日まで有効であり、もしも住基カードが無効になるならば、これを図書館カードに利用することをご検討下さい。また、種々の公的施設でのパソコンのアクセス権を貸与する『高度利用者証』(PC 操作力があり、非公共性の行為をしないことを約束する等、保証金の預託など、ある種の利用リース契約のようなイメージ)の発行もご検討下さい。	<p>ご意見として伺います。</p> <p>住民基本台帳カードは 28 年以降交付されないこと、また、システム改修に膨大な経費がかかることなど費用対効果の点からも、住民基本台帳カードを図書館カードとして利用することは考えていません。また、ご提案の種々の公的施設でのパソコンのアクセス権を貸与する『高度利用者証』につきましても、セキュリティーや費用対効果等から導入は考えておりません。なお、住民基本台帳カードの有効期間内は利用者登録時の身分証明書としてご利用いただけます。</p>
31	図書館の配置・建物の老朽化に伴う修繕等ということと、第三次実行計画(計画期間 28 年度~29 年度)(素案)の「区有施設のあり方の検討」、計画事業概要「新宿区施設白書(平成 27 年度作成)に基づき、区有施設の現況を踏まえて施設	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>区有施設については、公共施設等総合管理計画を策定して、施設のあり方や役割を見直し、効果的かつ効率的な公共施設のマネジメントに取り組みます。その現況を把握する新宿区施設白書をまとめているところです。図</p>

	のあり方の検討を行います。」との関係を、ご説明ください。	書館についても、今後、公共施設等総合管理計画を策定する中で、新中央図書館の建設や老朽化した施設の改修等を検討していきます。
32	素案の P11 にある労働環境のモニタリングや事業評価等とあるが、労働環境のモニタリングは、委託や指定管理者制度において、毎年度実施されるものですか。また事業評価は、内部評価・外部評価を含めて、毎年度実施されるものですか。ご説明ください。	ご質問にお答えします。 新宿区では、指定管理者に対し、指定管理期間の 2 年目に労働環境モニタリングを実施し、指定管理者の労働環境の改善に努めています。また指定管理期間の 2 年目及び 4 年目に外部委員による外部評価を行い、それ以外の年度には区職員による内部評価を行い、適正な運営を確保するよう努めています。
33	事業評価等の「等」は、具体的には何を示すのですか。ご説明ください。	ご質問にお答えします。 事業評価等の「等」とは、事業評価のほか、毎月実施している館長連絡会や運営会議、各担当者連絡会議による連絡及び報告、指定管理者に対する指導を示し、これらによって適正な運営を確保していきます。
34	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の P11 にある多くの人の意見を積極的に取り入れながら運営していきます。とあるが、現在行われている新宿区立図書館運営協議会は、多くの人々の意見を積極的に取り入れる貴重な機会だと思いますがいかが（お考え）ですか。 ・素案の P21 にある新宿区立図書館運営協議会は、図書館法第 14 条に基づく協議会ではない。とあるが、どういうことかご説明ください。 ・また、新宿区立図書館に「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の「(五) 図書館協議会」に規定する協議会を置くおつもりはありますか。 	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>区では新宿区立図書館運営協議会を多様な意見を積極的に取り入れる重要な機会と考えています。学識経験者、公募委員、社会教育団体関係者、区内学校職員等で構成される協議会は、年に 5 回程度開催され、各委員から貴重なご意見をいただき運営に反映させています。また、議事録は区のホームページで公開しています。</p> <p>・図書館法は、公立図書館に図書館協議会を条例で置くことができ、図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として規定されています。新宿区では、館長の上位の教育長の諮問に応じるとともに、館の行う運営について教育長に意見を述べることを目的に、新宿区立図書館運営協議会を要綱で設置しています。館長の諮問ではなく教育長であること、条例設置ではなく要綱で設置してある点から図書</p>

		<p>館法に基づく協議会と異なります。</p> <p>・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、「1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。」としています。新宿区立図書館運営協議会は、図書館法と「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の主旨を十分に活かしています。したがって、お尋ねの条例設置の図書館協議会を設置するには及ばないと考えています。</p>
35	<p>図書館には、人それぞれの目的があり集まる所です。図書館には、できるだけ司書の資格のある方の配置を多くしていただきたいです。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取組みます。</p> <p>図書館における専門的職員である司書は、公立図書館を運営するうえでなくてはならない重要な存在だと考えています。今後も、司書を館の所属職員数の5割を超えて配置するよう努めていきます。</p>
36	<p>(仮称) 下落合地域図書館についての工事の進行状況を区民に伝えてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取組みます。</p> <p>(仮称) 下落合図書館の工事の進捗状況については、必要に応じて、ホームページでお知らせしていきます。</p>
37	<p>「28 利用満足度の高い図書館運営」について</p> <p>「④ 区内在住・在勤・在学者がより利用しやすいしくみを検討していきます。」とあるが、具体的な施策を示されたい。区内在住・在勤・在学者以外の者について一定の制限を設けるべき。貸出制限まで至らなくとも、例えば、インターネットでの予約を受け付けないことにより、区民が利用しやすくなるようにしていただきたい。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>貸出や予約について区内在住・在勤・在学の利用者が、優先されるような仕組みを作ります。具体的な方法は、今後、検討していきます。</p>
38	<p>素案 P10「新中央図書館建設と地域図書館</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p>

	<p>の配置」について</p> <p>新中央図書館について、いつまで検討するのか、いつできるのか、その見通しを記載してほしい。</p>	<p>新中央図書館の建設については、東日本大震災を契機とした新宿区緊急震災対策（平成23年5月20日政策経営会議決定）により、建設の時期については、改めて判断することとしています。新中央図書館の開設については、前記（27番）の通り、引き続き検討を続けていきます。</p>
39	<p>図書、資料の貸出や返却ポストを区内数カ所に設置して頂きたい。これは大型の図書や複数冊の本を借りたり返したりする身としては、大変重労働の為と、活字離れの子どもたちが気楽に利用できるようにするためや、足腰が弱まり、不自由を強いられるお年寄りが少しでも多く利用出来るようにすることなどを鑑み、区民の行動範囲よりも設置数をポストの数ほど増やすことを努力目標として、公共施設や広報を置いてもらえるような公的な場などで、リクエストの予約本などを入手したり、借りて返却する段階で、当該図書館まで行かなくても返せたりするような近くて便利な場として、ミニ図書館を増設して頂きたいのです。無理に人員を増やすようなことなどしなくても、例えばエコ市場（前身が戸塚市場）で、家具のリサイクルだけではもったいないので、そのスペースや人材を有効活用して頂く等が、挙げられます。</p>	<p>今後の取組の参考とします。</p> <p>新宿区は他の自治体と比べて、比較的身近に図書館が存在すると考えています（素案 P3 の人口 1 万人あたりの図書館数、面積 1 km²あたり図書館数の比較データ参照）。落合地域で建設を進めている（仮称）下落合図書館が平成 28 年度中に開設すると、概ね 800 メートルの円の中に 1 館の図書館が分布することになります。こうしたことを踏まえて、方針 VI. 図書館環境の整備の 26①に挙げましたとおり、今後、身近な場所での貸出返却の検討を行っていきます。区立図書館では、お身体が不自由な方、ご高齢、病気やけがなどで来館が困難な区内在住の方のために、直接ご自宅に図書館資料をお届けする家庭配本サービスを行っていません。</p>
40	<p>現在の中央図書館に、閲覧席を増設して頂けないでしょうか。もう少し増えると良いなと思いますが、手一杯でしょう。前あった場所より、とても狭い気がして圧迫感があります。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取組みます。</p> <p>現在、中央図書館は拡張補強工事を行っています。整備終了後（平成 28 年 7 月中旬の予定）には、閲覧席が約 60 席増え、旧中央図書館以上の水準となります。</p>
41	<p>・少子高齢化に対する、もう 1 つの提案があります。これは全く新しいものではなく、私が神奈川県に在住していた小学校時代、移動図書館と言って、大型車に</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>・新宿区は他の自治体と比べて、比較的身近に図書館が存在すると考えています（素案 P3 の人口 1 万人あたりの図書館数、面積 1 km²あ</p>

<p>選りすぐりの本を選んで運んで来る、配本バスです。区内を巡る循環バスがあるように、図書館に利用者が多いか少ないか分かりませんが、来れない人には、来てあげるといサービスが、今まであったらどうか、私が知らなかっただけでしょか…ふと、子どもの頃を思い出、こう言ったサービスが新宿にないのではないかと思、提案します。それとも、以前にはあって廃止になったのでしょうか？他の地区の行政でやっていることですから、やれない筈はないと思いますが、今ある区営のバスの看板に、移動図書館のバスの運行表を併設表示するのも良いですし、工夫次第で、今の区バスを改造するとか…都営バスの車庫もあることですから、そう言ったところからお下がり分けて頂く手はないのでしょうか？</p> <p>・あとは、各学校の図書館とコラボレーションしても良いでしょう。多く広くニーズを探り、利用者の層を増やして行き、活字離れの解消に、一役買って頂きたい。都庁も有する新宿区だからこそ、インテリジェンスな都市として、最高のロケーションがある街だねと言われるような、誇りある都市づくりをして欲しいのです。</p>	<p>たり図書館数の比較データ参照)。落合地域で建設を進めている(仮称)下落合図書館が平成28年度中に開設すると、概ね800メートルの円の中に1館の図書館が分布することになります。こうしたことも踏まえ、ご提案の移動図書館については、運営スタッフの確保、駐車スペースの確保、車両や図書館情報システム等の設備に多額の費用が必要となり、費用対効果の点からも現在、導入することは考えていません。</p> <p>・区立小中学学校の教職員や学校図書館支援員と連携して、団体貸出や学習支援など子どもの読書活動の推進にあたっています。今後も活字離れの解消を含めて子どもの読書環境の充実を図るために学校や児童館などへの貸出を充実し、身近な場所での読書環境を整備していきます。</p>
---	--

10 実現に向けて

意見要旨		区(教育委員会)の考え方
42	<p>・素案の改定基本方針の実現に向けて(P12)にある単年度ごとの新宿区実行計画のローリングとあるが、ローリングとは予算の見直しということかご説明ください。</p> <p>・22年度～26年度の中で、サービス計画</p>	<p>ご意見を反映します。</p> <p>・ローリングとは、区の実行計画について、事業を取り巻く状況変化に対応するとともに、外部評価を含む行政評価の結果を反映させるため、予算に限らず計画の内容の見直しを行うことです。毎年度行っています。</p>

<p>が見直されたことはありますか。いくつか例示を出してご説明ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行基本方針の「第6章 図書館基本方針の推進にあたってにある次の文章のものと同様な内容のものを追加するとなおよい。 <p>「なお、具体的な個々の施策については、平成20年度からスタートする新宿区総合計画・実行計画にリンクさせて推進していきます。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館のサービス計画は、今回からの取り組みなので過年度に例はありません。 ・区の総合計画、実行計画と、新宿区立図書館基本方針、サービス計画との関係の説明を記載します。
---	---

1.1 これまでの方針との関係

	意見要旨	区（教育委員会）の考え方
43	<p>この素案には、「新宿区緊急震災対策」が2か所、「新宿区緊急震災」が2か所にあるが、具体的には何ですか。資料編14として平成23年5月発表されたままを掲載したほうがよい。（抄録でもかまいません。）</p>	<p>ご意見を反映します。</p> <p>新宿区緊急震災対策（平成23年5月20日政策経営会議決定）は、東日本大震災を契機とし、これまでの施策を見直すとともに、緊急に対応すべき課題について緊急震災対策を取りまとめたものです。中央図書館の仮移転を含め、被災地支援や節電等の緊急対策事業、区有施設の補修等、耐震未実施区有施設の考え方とその対応を示したものです。なお表記は「新宿区緊急震災対策」に統一します。また「新宿区緊急震災対策」の抄録を資料編に掲載します。</p>

1.2 資料編

	意見要旨	区（教育委員会）の考え方
44	<p>素案のP20にある「左記項目に関する図書館運営協議会での主な意見等」とあるが、そもそも、当該年度の図書館運営協議会の委員の皆様方に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の項目をひとつひとつお示しして、ご意見を伺ったものですか。それとも、議事録の要旨</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>素案のP20にある「左記項目に関する図書館運営協議会での主な意見等」とは、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の項目をひとつひとつお示ししてひとつひとつご意見を伺ったものではなく、新宿区立図書館運営協議会の議事録を抜粋して整理し、まとめ</p>

	を抜粋して、事務局の方々が整理したものと考えてよいか。ご説明ください。	たものです。なお「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は当該年度の新宿区立図書館運営協議会の委員の方々に全体を示しています。
45	素案 P20 の平成 25・26 年度の図書館運営協議会での改定基本方針の検討状況の中に「意見なし」の項目はどのような意味ですか。今後、いずれかの機会に「意見なし」とある次の項目についてご意見を伺って、公表するおつもりはありますか。6 危機管理のこと 2 図書館資料の②資料の組織化のこと、そして重要だと考える 4 職員①職員の配置等②職員の研修について	ご質問にお答えします。 「意見なし」の項目は、過去の新宿区立図書館運営協議会で議題として取り上げたり、議論がなされていない項目です。今後、これらの項目につきましても、新宿区立図書館運営協議会で多様な意見を伺い、議事録をホームページ等で公開していきます。
46	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の P24 にある新宿区区民意識調査のあらましとあるが、自治体の住民意識調査の利点として、図書館の未利用者も対象としていること、また回答者の属性の設問が多項目にわたり用意できることがのっていますが、新宿区立の図書館である以上、当然のこと、ある程度仕方がないことと考えますがいかがお考えですか。 ・図書館未利用者は、「新宿区民の」38.6%もあったということと利用しない理由として、区立図書館の場所が遠い（場所がわからない）38.8%ということについて、「区立図書館が身近な場所にあれば利用する」と考えますがいかが（お考え）ですか。 ・特集調査のひとつとして「図書館サービス」を取り上げて意識調査を実施しました。とあるが、何年ぶりですか。教えてください。それともはじめてですか。 ・次回、新宿区立図書館基本方針を改定なさろうとするときは、貴重な資料となると思われる、特集調査に「図書館サー 	<p>ご意見の趣旨に沿って取組みます。</p> <p>「新宿区区民意識調査」は、図書館を利用したことがない方（未利用者）の意向を知ることができる反面、区外在住の方々は対象外となります。一方、図書館の来館者を対象に実施するアンケートは、区外在住の方の意向を伺うことができますが、図書館を利用しない方の意向を伺うことができません。このような特徴を踏まえて新宿区区民意識調査で図書館サービスについてを取り上げました。未利用者を含む全ての方のご意見を伺えるような調査を行うことは困難ですが、今後もできる限り多くの方のご意見を伺えるよう努めていきます。</p> <p>・新宿区は他の自治体と比べて、比較的身近に図書館が存在すると考えています（素案 P3 の人口 1 万人あたりの図書館数、面積 1 km²あたり図書館数の比較データ参照）。落合地域で建設を進めている（仮称）下落合図書館が平成 28 年度中に開設すると、概ね 800 メートルの円の中に 1 館の図書館が分布することになります。より一層 PR に努めるなど、利用の増進を図っていきます。</p>

	<p>ビス」を取り上げるおつもりはありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年行う区民意識調査で図書館を取り上げた最近の調査は、平成 14 年と 16 年に実施しましたので、9 年ぶりとなります。 ・図書館の基本的な方針や施策について、今後も機会をとらえて区民意識調査に取り上げていきたいと考えています。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・素案の P34 にある (2) わかりやすい情報収集と発信にある①新たな情報源を創り出す取組みの①は②のほうがよい。 ・①IT 環境の整備、情報メディア・電子資料の充実の①は③のほうがよい。 ・素案の P56 にある「(規則への委任) 第 20 条この条例に定めるもののほか、この条例の下線は何ですか。取ることができたら取ってください。 ・素案の P57 にある「1 新宿区の休日を定める条例 (平成元年新宿条例第 1 号) に規定する休日」下線は何ですか。取ることができたら取ってください。 	<p>ご意見を反映します。 誤記等を修正します。</p>